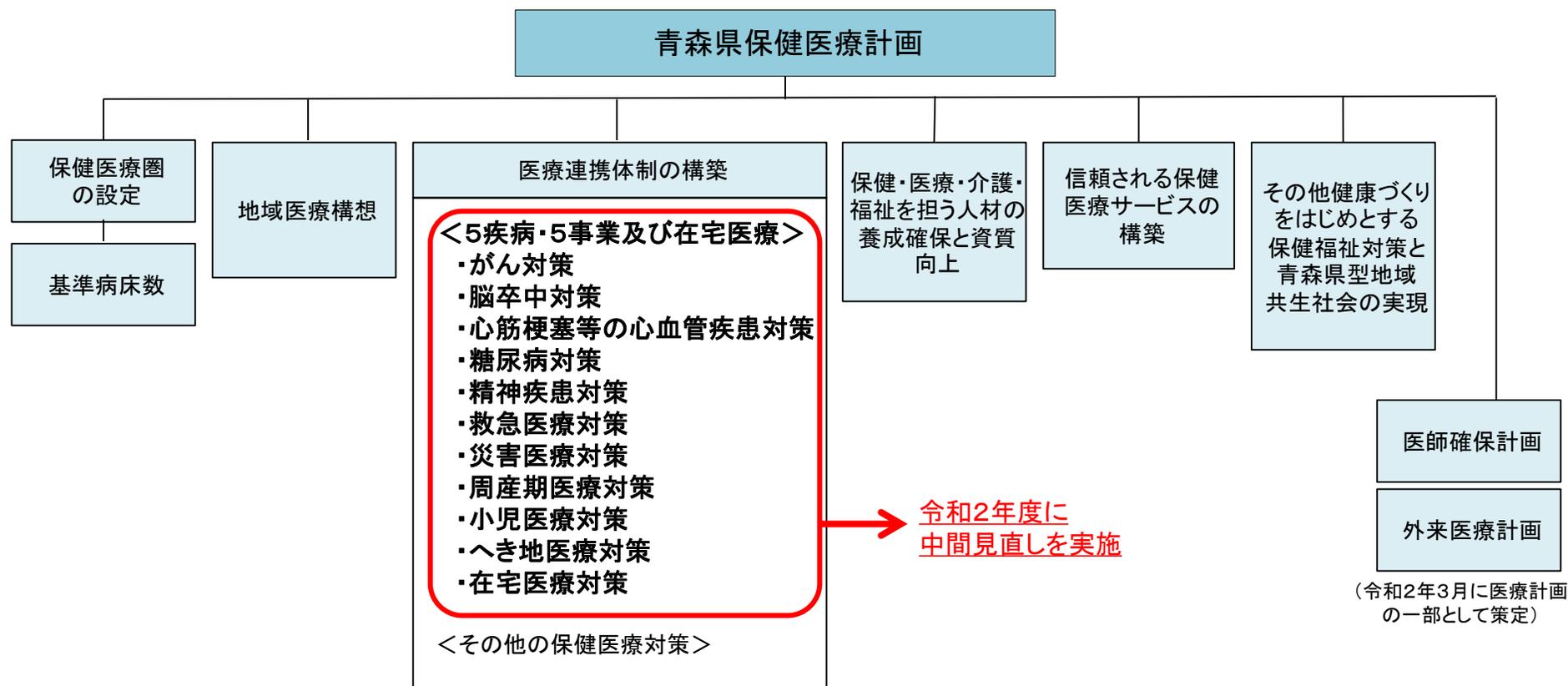


青森県保健医療計画の中間見直し（計画変更）概要

1 計画の位置づけ

- 青森県保健医療計画は、医療法第30条の4第1項に定める「医療計画」であり、本県の保健医療に関する基本計画
- 県のほか、それぞれの主体が、役割に応じて、保健・医療分野の取組を進める基本方針
- 計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間
- 在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更



2 主な変更内容

5 疾 病	がん対策	・ 目標項目の再設定 (喫煙率の減少の目標を男女別に設定)	5 事 業	救急医療対策	・ 指標の追加、変更 (救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送までに要した平均時間に初期救急を追加 他)
	脳卒中対策	(変更無し)		災害医療対策	・ 指標の追加、変更 (災害医療コーディネーター任命者数 他)
	心筋梗塞等の 心血管疾患対策	・ 目標項目の再設定 (喫煙率の減少の目標を男女別に設定) ・ 進捗把握が困難な目標項目を削除 ・ 現状値の再設定 (急性心筋梗塞患者の発症から来院までの時間 他)		周産期医療対策	・ 指標の追加、変更 (ハイリスク妊産婦連携指導料1・2届出医療機関数 他)
	糖尿病対策	・ 指標の追加 (糖尿病患者の新規下肢切断術の件数 他)		小児医療対策	・ 指標の追加、変更 (小児訪問診療を実施している診療所・病院数 他)
	精神疾患対策	・ 認知症について 、国の「認知症施策推進大綱」と県の「あおり高齢者すこやか自立プラン」の見直しに併せ、 記載内容の変更及び目標値の再設定 他		へき地医療対策	・ 目標項目の追加 (主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合)
			在宅医療対策	・ 目標値を再設定 (訪問診療を受けた患者数) ・「あおり高齢者すこやか自立プラン2021(第8次青森県介護保険事業(支援)計画)」と整合を図り、 在宅医療の整備目標の設定 ・ 指標の追加、変更 (小児訪問診療を実施している診療所・病院数 他)	

※【保健医療計画中の感染症対策】

ア 国では、新型コロナウイルス感染症対策で得られた知見を踏まえ、今後の新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が**機動的に講じられる**よう、必要な準備を行うことが重要であるとして、**新興感染症対策**を都道府県が策定する**医療計画**の**記載事項**(「5疾病5事業及び在宅医療」中、**6事業**とする)に**位置づける**こととし、次期医療計画(計画期間：令和6～11年度)から追加できるよう、医療計画作成指針等の見直しを進め、**逐次**、都道府県等に情報共有・周知することとしている。

イ **本県の新型コロナウイルス感染症対策**については、感染拡大の段階に応じた病床の確保や、重症度に応じた医療機関の役割分担の明確化、ワクチン接種体制の整備など、県内の各医療機関や医師会、弘前大学をはじめ、多くの関係者と協議・連携しながら対応してきているところであり、このことは今後も当面継続されることとなる。

ウ 以上のことから、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組むとともに、青森県保健医療計画においては、新型コロナウイルス感染症対策を含めた**新興感染症対策**として次期計画に**組み入れる**こととしている。